

〈研究論文〉

学校における補助教員の導入

——全国市区町村の実態調査を手がかりにして——

吉 田 武 男
田 中 マリア
藤 田 晃 之

学校における補助教員の導入

—全国市区町村の実態調査を手がかりにして—

吉田武男*
田中マリア**
藤田晃之***

1. はじめに

現代社会における子どもの日常的な社会性や心性の変化、および教師と子どもとの関係性の変貌がこのまま放置されるなら、低学力問題以上に、将来的な社会において深刻な事態が発生すると考えられる。なぜなら、昨今、顕在化している「いじめ」、「不登校」、「学級崩壊」などの教育病理的現象は、単なる個別の子どもの病理的問題ではなく、その子どもが生活している社会全体の病理の反映という側面を強くもっているからである。したがって、そうした教育病理的な問題を解決するには、個人の問題だけではなく、個人を取り巻く人間的な関係性の問題、および社会や文化の問題を射程に入れたようなアプローチが必要不可欠である。

ところが、最近の我が国の社会においては、個人の心、とりわけ個人の感情のあり方に焦点化あるいは特化した「心の闇」や「心の傷」や「心のケア」などの言葉が、「心の専門家」と称する人たちやマスコミによって連呼され続けている^①。まさに、「最近では『心』に関心が高まり、理解されない自分の心や理解できない他人の心についてあれこれ思い悩むのが流行り^②」のような風潮が社会全般に蔓延している。そのような状況を背景にしながら、さまざまな教育病理的現象に対して、子どもの心への治療的なモデルを通して心的な解消と適応を図ることが重視され、実際的にはスクールカウンセラーの

配置が、親や教師をはじめ教育委員会や文部科学省などの教育行政機関において、有効な解決策として支持されている。事実、文部科学省の調査をみても、「いじめ」や「不登校」の件数は、平成7年度以降に行われたスクールカウンセラーの配置の増加によって大きく減少していないにもかかわらず、相変わらずその増員が毎年行われ続けている^③。それでは、臨床心理学の視座からの対症療法的方策に、貴重な文教予算が浪費されるだけでなく、共同体的な学校・学級文化、すなわち欧米の公教育と異なった、生活を内在化した我が国の学習の文化が根底から破壊されかねないのである。さらには、「学校の協同体制の揺らぎや一般教師の士気の低下を招く^④」という指摘も、当然ながら生じるであろう。

現実に欧米諸国を眺めてみても、少年による凶悪犯罪をはじめ、様々な教育問題が生じているが、スクールカウンセラーの配置というような対策が、必ずしも解決に向けての中心的な対応にはなっていないのである。たとえば、イギリスでは、スクールカウンセラーの配置には消極的であり、むしろラーニング・メンター(Learning Mentor)による支援が注目されている^⑤。また、いわばスクールカウンセラーの発祥国ともいえるアメリカにおいても、問題が生じたときに介入する心のカウンセリング(セラピー)よりも、進路や職業などの実社会とつながったかたちのキャリア・ガイダンスやキャリア・カウンセリングを行うスクールカウンセラーの配置が中等教育段階の学校の中では一般的である。地域によっては、スクール・ソーシャ

* 筑波大学教育学系

** 筑波大学大学院教育学研究科・院生

*** 筑波大学教育学系

ルワークも盛んに行われている。したがって、我が国におけるスクールカウンセラーないしはスクールカウンセリングに対する過剰期待は、外国の実態からもかなり歪められたものになっているのである。

それにもかかわらず、昨今の我が国では、このような過剰期待というべき風潮の呪縛から解き放たれることもなく、また文化的社会的差異をあまり考慮されることもなく、個人の心、とりわけ個人々の感情のあり方に焦点化したアメリカ流の臨床心理学的・対症療法的な方策が、教育行政の施策として推進されている。しかし、その後の経過をみても、前述したように「いじめ」や「不登校」などの教育病理的現象に対して、その政策は大きな効果をあげているとは決していえない状況である⁶⁴。そのような状況を鑑みると、基本的に子ども同士の集団化や教師による集団指導を日常の共同的な生活とのかかわりのなかで尊重してきたといえる我が国の学校教育（特に初等教育段階や前期中等教育段階）において、それにふさわしい実際の方策が、教育現場においてむしろ必要ではないだろうか。そのような方策を模索するうえで、一つの有益なヒントを与えてくれる実践として、最近全国各地で実施されている「補助教員」の導入があげられる。

補助教員は、労働省（現、厚生労働省）の緊急雇用対策事業（1999年に当時の政府が長引く雇用不安に対処するために、「緊急地域雇用創出対策事業」を打ち出し、その交付金を使って地方自治体が事業を行い、失業者を雇用するというもの）を大きな契機として全国的に派遣されるようになった。その経緯から言えば、最近の補助教員の活発な派遣は、決して第一義的に教育的な発想から導き出されたものではなく、あくまでも市区町村における失業者の雇用を創出するためのものであった。しかし、皮肉なことに、日常的な子どもの学習や生活にかかわりを強く持つこの政策は、先駆的な千葉県柏市や東京都墨田区などの試みを参考としながら、瞬く間に市区町村の教育委員会に広く普及していった⁶⁵。また、教育現場においても、補助教員は、

概ね子どもたちや正規の現職教員に好意的に受け入れられているようである⁶⁶。ところが、このような補助教員に関して、現時点において本格的な調査や研究は、ほとんど行われていない状況にある。

そこで、本稿は、各市区町村の独自の判断で、加配的に派遣されている補助教員を取りあげ、研究の第一歩として、その全国の実態を明らかにしようとするものである。

なお、本稿の内容は、日本教育学会第62回大会（2003年8月26・27日）の自由研究発表を加筆・修正したものであり、文部科学省科学研究費補助金（平成14～15年度・萌芽研究）「学校における補助教員の導入に関する基礎的研究」（研究代表 吉田武男）の研究成果の一つに当たるものである⁶⁷。また、本稿で使用される「補助教員」という用語についていえば、地域によっては、「指導員」や「指導助手」や「支援教員」などとさまざまな名称が使用されたり、またその内実も従来の非常勤講師とかなり重なり合っているところもみられる。そのような現状からいえば、現時点において一義的な規定は困難である。したがって、全国の実態を全体的包括的に把握するという研究目的の第一段階を勘案して、本稿ではとりあえず、「補助教員」という用語は、教員免許状の有無にかかわらず、学校に派遣されている臨時雇用の教員や指導員や指導助手などをすべて含めた広義の意味で使用する。それゆえ、今後の研究過程において、用語の意味内容の変更もあり得るものとした。

2. 調査の概要

(1) 調査対象

調査は、『平成14年度全国教育委員会一覧』（2002年）に記載されている全国のすべての市区町村教育委員会を対象として行った。ただし、対象にした3399機関の教育委員会の中には給食を扱うだけの組合が含まれており、本調査のいずれの調査項目にも該当しないこれらの組合に関しては調査対象から除外することとした。したがって、調査は、給食を扱うだけの組合を除く全国の市区町村教育委員会3358機関を対象と

したものとする。

(2) 調査方法および調査期間

調査は、郵送による方法を用いて実施した。2003年2月、調査協力の依頼文、質問紙、回答用のハガキを同封した書類を全国の各市区町村教育委員会教育長宛に発送し、2月中旬から下旬までの間に回答用のハガキのみを返送してもらうこととした。回答に際し、「教育委員会名」の記載はとくに求めなかった。

(3) 回収数及び回収率

調査対象とした市区町村教育委員会3358機関のうち、回収数は2144通であった。したがって、本調査における回収率は63.8%である。

3. 調査結果の分析と考察

(1) 補助教員派遣の実施状況

まず、全国の市区町村教育委員会における補助教員派遣の実施状況について調査した。その結果、本調査に対して回答のあった2144機関のうち、補助教員の派遣を実施していると回答した教育委員会は828機関、実施していないと回答した教育委員会は1283機関であった。また、この質問に対し、無記入の教育委員会が33機関あった。この結果を割合で示すと図1のようになる。

図1の通り、本調査に対して回答のあった教育委員会のうち、全体の38.6%に及ぶ機関が補助教員の派遣を実施している。また、補助教員派遣の実施率について地域レベルにまで詳細にみたとき、関東のように実施率が過半数を超える地域もあれば九州のように全体の4分の1程

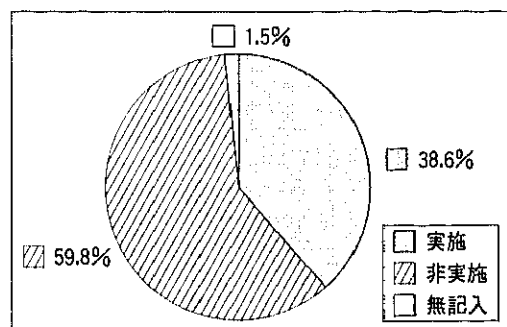


図1 補助教員派遣の実施率

度にとどまっているような地域もみられた。このことから、補助教員の派遣に関して、多くの機関が積極的に実施している地域といまだ実施するまでには至っていない地域と、地域による差異が大きいことが明確となった。

(2) 補助教員の名称

つぎに、補助教員の派遣を実施していると回答した市区町村教育委員会に対し、補助教員に多く用いられている名称について回答を求めた。その結果、「教員補助（補助教員）」や「指導補助員（指導助手）」などの名称を挙げる教育委員会が数多くみられた。また、「支援教員」や「スクールサポーター」など、「援助」の意味合いを強く有するような言葉を名称の中に盛り込むことによって、「指導」よりも「支援」の側面をアピールした教育委員会も同じ程度確認された。さらに、関東で「さわやか教員」や「はつらつアシスタント」、近畿で「いきいき人材」、中国・四国で「フレッシュアシスタント」、九州で「ふるさと指導員」など、地域によってユニークな名称が使われていることも明らかとなった。

(3) 補助教員の採用者数および諸経費

さらに本調査では、各市区町村教育委員会において平成14年度に採用された補助教員の採用者数および諸経費について調査した。その集計結果は、表1の通りである。

表1に示した通り、採用者数に関しては北海道81名、東北607名、中部1252名、関東2535名、近畿467名、中国・四国773名、九州357名という結果であった。これらを合計すると、全国の市区町村教育委員会において本年度採用された補助教員は6072名ということになる。この6072名という採用者数は、各市区町村において報告されている学級数から概算すると、19から20の学級に1名の割合で配置される程度の数である。言うまでもなく、実際の配置に関してはもう少し偏りがあるものと思われるが、目安としては、19から20の学級に1名の割合で補助教員が採用されているということになる。また、補助教員を採用する際にかかる諸費用に関しては、年間1名当たり1,534,293円という結果であった。ただし、実際の雇用に関しては半年間のみという雇

表1 平成14年度に採用された補助教員の採用者数および諸経費

	小学校 (学級)	中学校 (学級)	採用数 (人)	1名当たりの 学級担当数 (平均)	1名当たりの 年間諸経費 (平均)(円)
北海道	3,301	1,526	81	59~60	2,191,639
東北	9,024	4,002	607	21~22	1,201,786
中部	12,770	5,502	1,252	14~15	2,051,929
関東	35,403	10,899	2,535	18~19	1,315,515
近畿	8,294	3,510	467	25~26	1,523,994
中国・四国	10,628	4,508	773	19~20	1,565,609
九州	7,873	3,453	357	31~32	1,634,323
全国	87,293	33,400	6,072	19~20	1,534,293

用契約も少なくない。なお、1年間にかかる諸経費について、地域別にみてゆくと、年間経費が高いのは北海道の2,191,639円であり、低いのは東北の1,201,786円と関東の1,315,515円である。関東は本調査の限り、最も多く補助教員を採用している地域であるが、1名当たりの年間経費を抑えることで、より多くの補助教員を採用しようとしていることがこの集計結果からうかがえる。

(4) 補助教員採用の開始年度

つぎに、補助教員採用の開始年度について回答を求めた。その結果は表2および図2に示した通りである。

まず、本調査において最も早く補助教員の採用が確認されたのは、中国・四国の昭和36年という回答であった。それ以降、補助教員の派遣実施に踏み切る教育委員会は平成11年度から増

加傾向にあり、その実施数は平成14年度にはピークに達している。平成11年度以降、補助教員の派遣実施に踏み切った教育委員会の多くが「緊急地域雇用創出特別交付金」を財源としていることから、平成11年度から平成14年度までの間に見られる実施率の増加は、政府の緊急雇用対策事業が影響していると考えられる。

(5) 補助教員の派遣先

つぎに、各市区町村教育委員会における補助教員の派遣先について調査した。その結果は図3の通りである。

補助教員の派遣先に関しては、小学校と中学校の両方を選択している教育委員会が最も多く、50.4%と過半数を占めている。ついで、小学校のみの33.3%、さらに、中学校のみ及びその他が8.1%とこれに続いている。このことから、8割以上の教育委員会が少なくとも小学校に対し

表2 補助教員の採用開始年度（昭和）

年度	36	40	45	50	52	54	55	57	58	59	60	61	62	63
機関	1	1	2	2	3	1	3	3	3	3	3	1	4	8

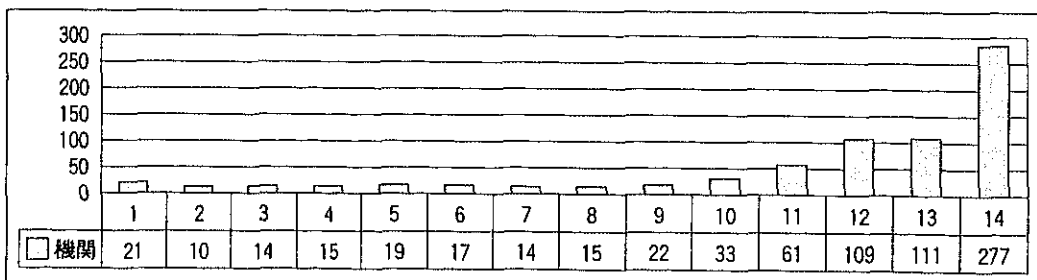


図2 補助教員の採用開始年度（平成）

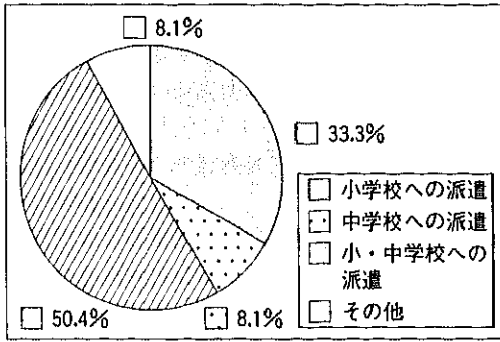


図3 補助教員の派遣先（全国）

て補助教員を派遣していることが明らかとなった。なお、この傾向は地域によって変わるものではなく、全国に共通している。また、補助教員の派遣先の「その他」に含まれる施設としては、例えば、「幼稚園」や「高等学校」、「特殊学級設置校」や「不適應指導教室」などが報告さ

れている。

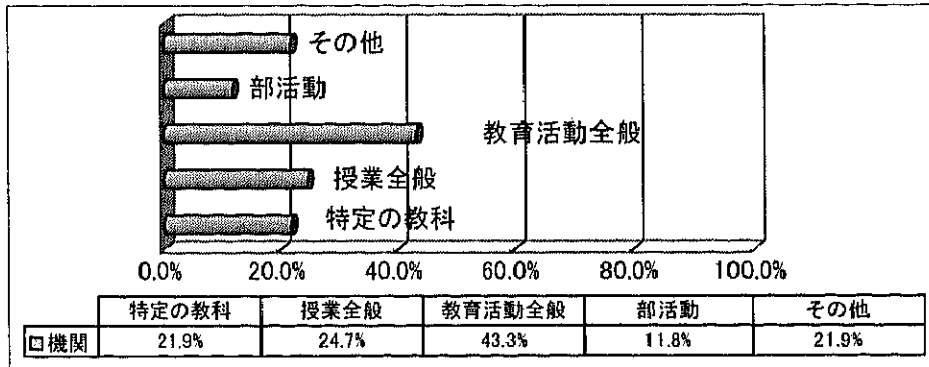
(6) 補助教員が従事することになっている主な活動内容

つぎに、各学校に配置された補助教員がいかなる活動に従事することになっているか回答を求めた。まず、小学校に配置された補助教員が従事することになっている活動内容をグラフに示すと図4のようになる。

図4から明らかなように、小学校に配置された補助教員が従事することになっている活動内容として「とくに制限されない、すべての教育活動の補助」を選択する教育委員会が43.3%と最も多くみられた。

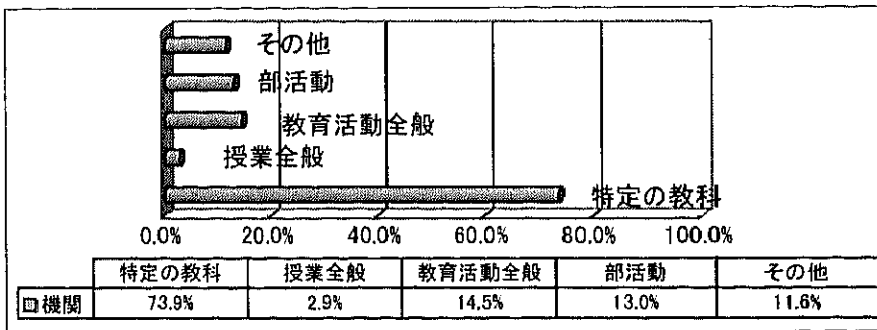
これに対し、中学校に配置された補助教員が従事することになっている活動内容に関しては図5の通りである。

図5の通り、中学校の補助教員が従事するこ



(複数回答)

図4 小学校の補助教員が従事することになっている活動内容（全国）



(複数回答)

図5 中学校の補助教員が従事することになっている活動内容（全国）

とになっている活動内容に関しては、「特定の教科への補助」を選択する教育委員会が73.9%と最も多くの割合を占めている。

さらに、小学校および中学校の両方に補助教員を派遣している教育委員会によれば、小・中学校の補助教員が従事することになっている活動内容は図6の通りである。

図6の通り、小学校および中学校の両方に補助教員を派遣している教育委員会のうち、補助教員が従事することになっている活動内容として「特定の教科の授業の補助」を選択する教育委員会（45.1%）と「とくに制限することなく、すべての教育活動の補助」を選択する教育委員会（41.3%）とがほぼ同等の割合で見られる。このグラフは、いわば小学校あるいは中学校のグラフにおいて確認されたそれぞれの特徴を両

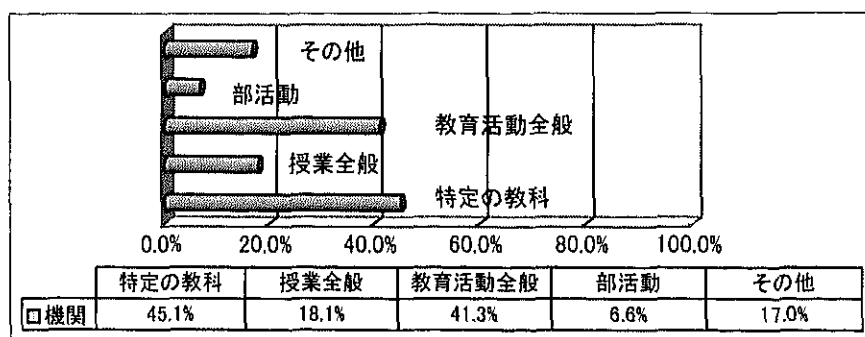
方兼ね備えたグラフであり、このことから、小学校あるいは中学校のグラフで確認された特徴はこのグラフによって再度裏づけられたことになる。

なお、補助教員の活動内容の「その他」に含まれる活動内容としては、たとえば、「特殊学級補助」や「不応児児童生徒の指導」、「放課後の校庭開放時の遊び指導」、「パソコン指導」などが報告されている。

(7) 補助教員として採用される人材の属性

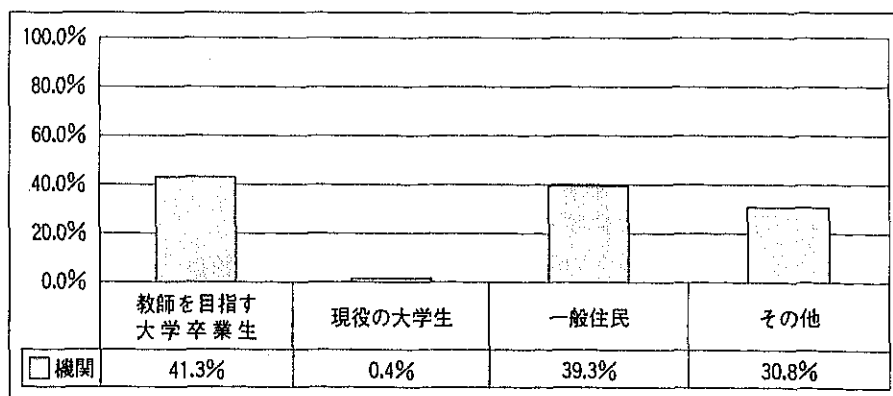
そこでつぎに、実際に教育委員会から各学校に派遣される補助教員として採用される人材の属性について調査した。まず、小学校の補助教員として採用されている人材をグラフで示すと図7の通りである。

図7からも明らかなように、小学校の補助教



(複数回答)

図6 小・中学校の補助教員が従事することになっている活動内容（全国）



(複数回答)

図7 小学校の補助教員として採用される人材（全国）

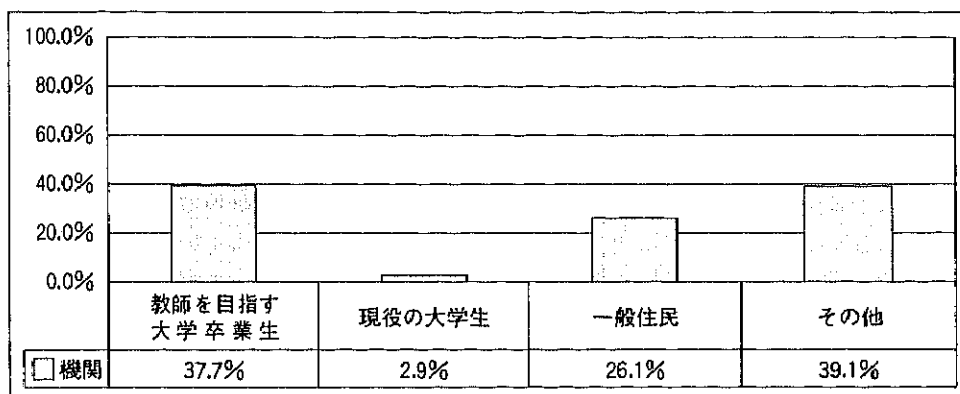
員として採用される人材として、「教師を目指す大学卒業生」を選択する教育委員会（41.3%）と「一般住民」を選択する教育委員会（39.3%）がほぼ同等の割合でみられた。一方、「現役の大學生」を選択する教育委員会は0.4%とほとんどみられなかった。

これに対し、中学校の補助教員として採用されている人材は図8の通りである。

図8の通り、中学校の補助教員として採用される人材に関しては、「教師を目指す大学卒業生」（37.7%）が「一般住民」（26.1%）を上回る割合で採用されている。小学校では両者が同等の割合で求められていたのに、中学校になると図8のように、「教師を目指す大学卒業生」が

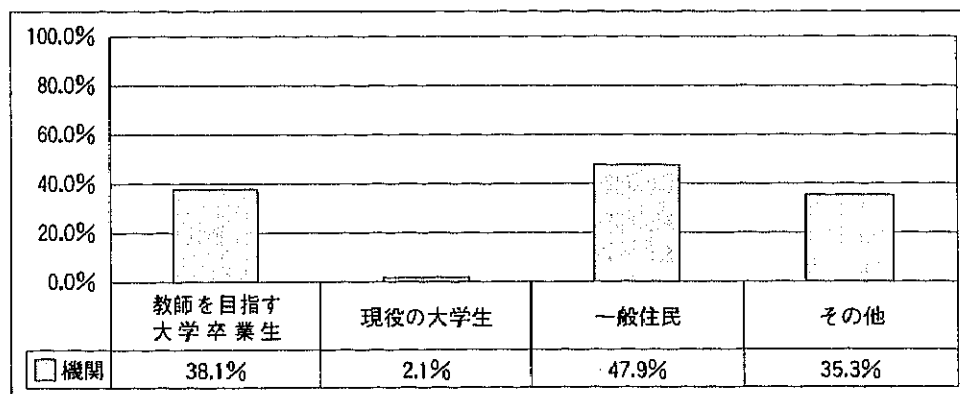
「一般住民」よりも多く採用されるようになる。このことは、小学校の補助教員に求める主な活動内容が「教育活動全般」への補助であるのに対し、中学校のそれが「特定の教科」への補助であることに関係していると考えられる。なお、「現役の大學生」（2.9%）については、中学校においてもほとんど採用されていない。中学校の場合、もっとも多くの割合を占めているのは「その他」の項目であり、例えば、「教員免許所持者」や「教員退職者」、「外国人」などが多く採用されている。

また、小学校と中学校の両方に補助教員を派遣している教育委員会から報告されている人材に関しては、図9の通りである。



（複数回答）

図8 中学校の補助教員として採用される人材（全国）



（複数回答）

図9 小・中学校の補助教員として採用される人材（全国）

小学校および中学校の両方に補助教員を派遣している教育委員会のグラフは、図9が示すように、小学校のみあるいは中学校のみのグラフで確認された各々の特徴を合わせ持ったグラフであり、小学校および中学校のグラフにおいて確認された各々の特徴は、このグラフによっても確認されたことになる。また、「現役的大学生」(2.1%)に関しては、ここでもほとんど採用されていないという結果が現れている。

(8) 補助教員の派遣実施に関して特徴のあった地域

これまで全国の各市区町村教育委員会からの回答結果に基づき、補助教員の派遣実施に関する全国的な傾向を記してきたが、ここからは、補助教員の派遣の取り組み方に関して、とりわけ際立った特徴が認められた地域について報告する。

まず、補助教員の活用の仕方に際立った特徴がみられたのは近畿地方である。例えば、近畿地方において、小学校の補助教員が従事することになっている活動内容は図10の通りである。

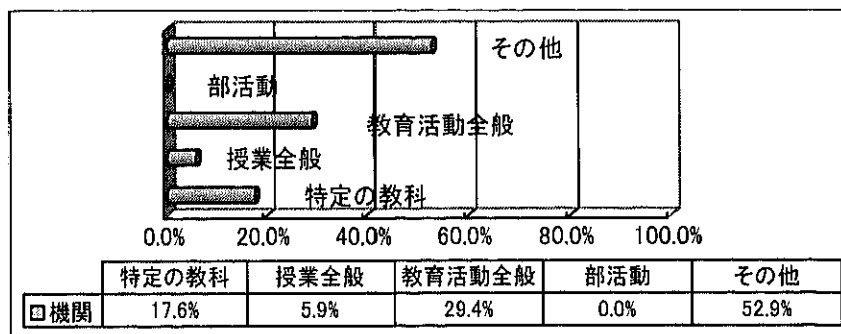
近畿地方の場合、小学校の補助教員が従事することになっている活動内容に関して、「その他」の項目、すなわち「障害児学級」、「不登校対策」、「総合学習」などへの補助を選択する教育委員会が52.9%と最も多くみられた。全国的な傾向では「教育活動全般への補助」を選択する教育委員会が4割を占めていたのに対し(図4)、近畿では3割にとどまっている。いずれの地域においても、小学校の補助教員が従事する

ことになっている活動内容は「教育活動全般」に関わる補助であり、「障害児学級」、「不登校対策」、「総合学習」などへの補助を求める教育委員会が全体の過半数を占めている近畿のグラフは特徴的である。

また、近畿地方では、小学校の補助教員が従事することになっている活動内容が全国的な傾向と比べて特殊であるためか、補助教員として採用する人材に関しても図11の通り、特徴的である。

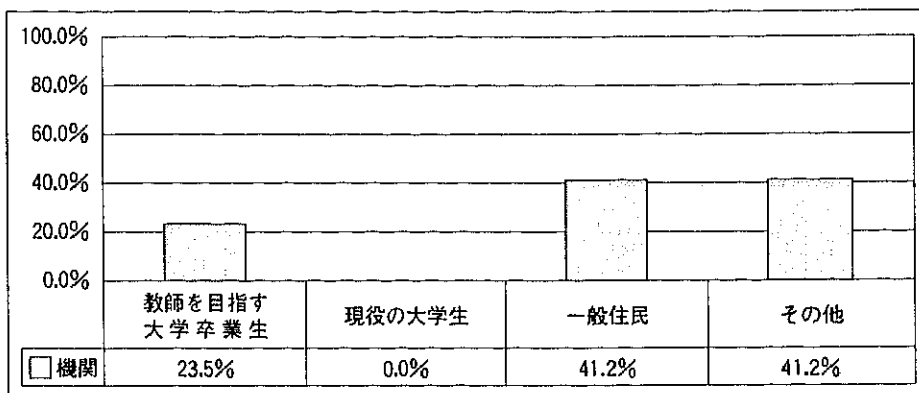
図11の通り、近畿地方では、小学校の補助教員として「一般住民」を採用している教育委員会(41.2%)が「教師を目指す大学卒業生」を採用している教育委員会(23.5%)の倍近くみられる。この点、両者がほぼ同等の割合でみられる全国的な傾向(図7)とは異なっている。さらに、近畿の場合、中学校においても際立った特徴が認められる。まず、近畿地方において、中学校の補助教員が従事することになっている活動内容は図12の通りである。

図12の通り、近畿地方では、中学校の補助教員が従事することになっている活動内容として、「部活動」を選択する教育委員会が最も多く、全体の75.0%を占めている。全国的な傾向では、「特定の教科への補助」を選択する教育委員会が73.9%と圧倒的に多かったのに対し(図5)、「教科」よりもむしろ「部活動」を選択する教育委員会が7割以上存在する近畿のグラフは非常に特徴的である。とりわけ地域別のグラフにおいて、北海道、東北、関東、九州、いずれのグ



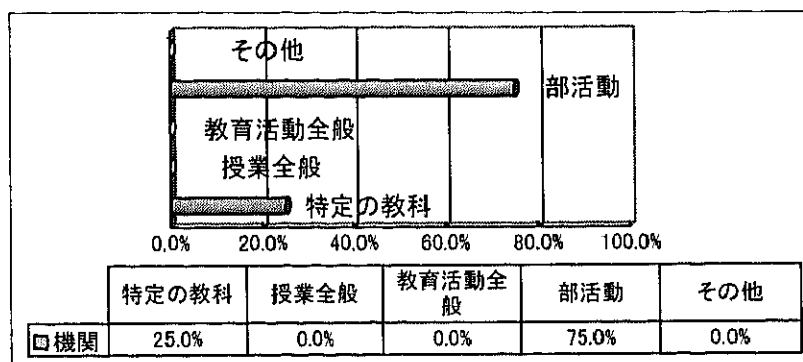
(複数回答)

図10 小学校の補助教員が従事することになっている活動内容(近畿)



(複数回答)

図11 小学校の補助教員として採用される人材 (近畿)



(複数回答)

図12 中学校の補助教員が従事することになっている活動内容 (近畿)

ラフをみても、「部活動」への補助を望む教育委員会が0.0%と全く存在していない現状をみたとき、その特徴は明らかである。

また、近畿地方では、中学校の補助教員が従事することになっている活動内容が全国的な傾向と著しく異なるためか、補助教員として採用する人材に関しても図13の通り、きわめて特徴的である。

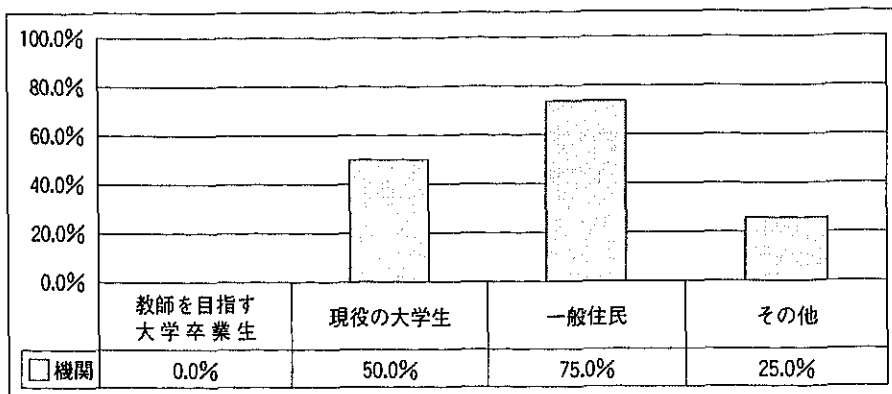
図13の通り、近畿地方では、中学校の補助教員として採用する人材に、「一般住民」を選択する教育委員会が75.0%と最も多く、ついで「現役の大学生」が50.0%となっている。全国的な傾向としてほとんど選択されることのない「現役大学生」が近畿では過半数を占める教育委員会によって派遣されていること(図8)、ま

た、全国的に最も多く派遣されていた「教師を目指す大学卒業生」が、近畿では逆に0.0%と全く派遣されていないことなど、補助教員の活用に関する近畿のグラフは特筆に値する。

その他、特徴のあった地域として挙げられるのは、関東と中国・四国である。関東および中国・四国の中学校において求められる活動内容は図14、図15に示した通りである。

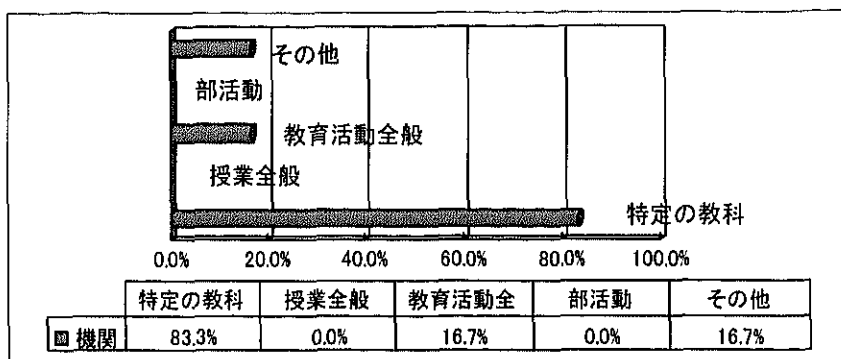
図14および図15にみられる通り、関東においても中国・四国においても、中学校の補助教員に「特定の教科の補助」を望む教育委員会が最も多くみられる(関東83.3%、中国・四国70.6%)。

ただし、補助教員として採用される人材について比較してみたとき、地域による差が確認されてくる。まず関東において、中学校の補助教



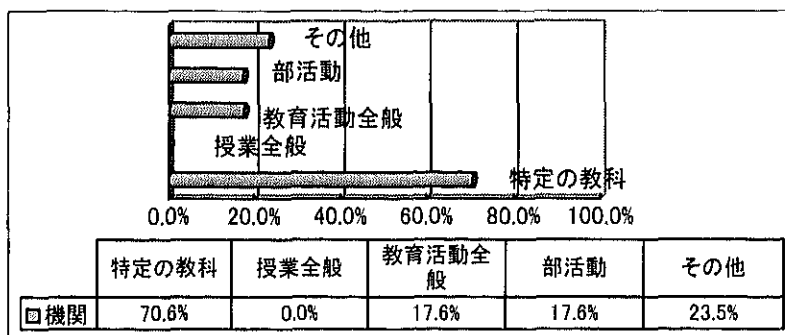
(複数回答)

図13 中学校の補助教員として採用される人材 (近畿)



(複数回答)

図14 中学校の補助教員が従事することになっている活動内容 (関東)



(複数回答)

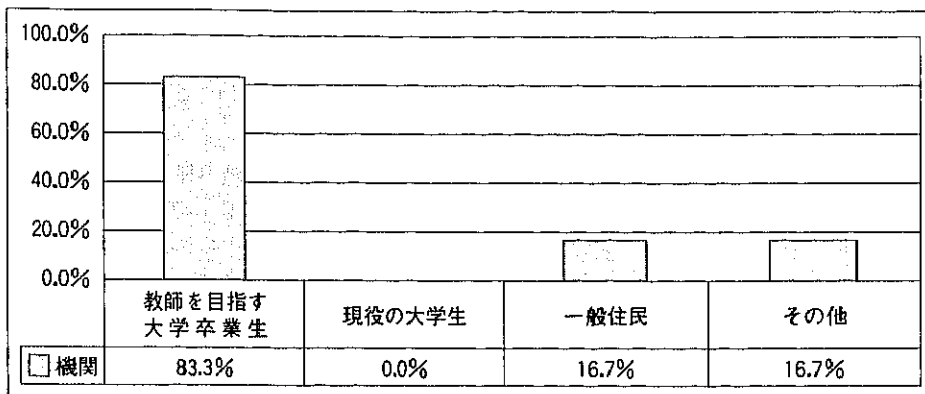
図15 中学校の補助教員が従事することになっている活動内容 (中国・四国)

員として採用されている人材は、図16の通りである。

それに対し、中国・四国において中学校の補助教員として採用されている人材は、図17の通りである。

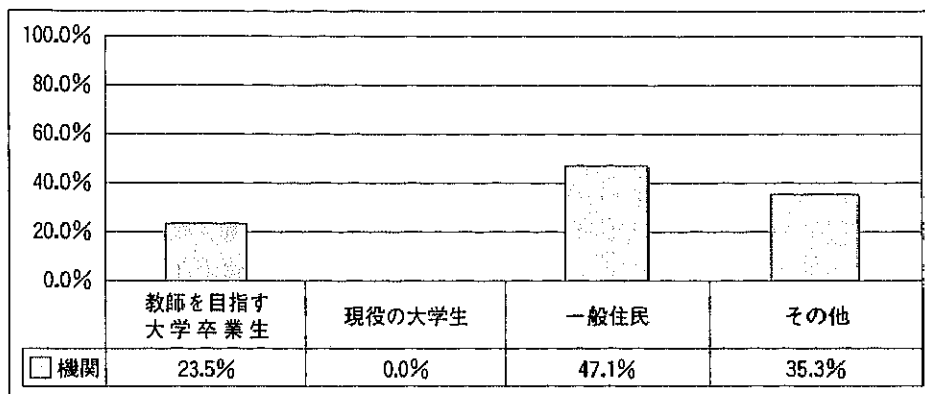
りである。

両図から明らかなように、関東では「教師を目指す大学卒業生」を採用する教育委員会が83.3%と圧倒的に多くみられるのに対し、中



(複数回答)

図16 中学校の補助教員として採用される人材 (関東)



(複数回答)

図17 中学校の補助教員として採用される人材 (中国・四国)

国・四国では「一般住民」を採用する教育委員会(47.1%)が「教師を目指す大学卒業生」を派遣する教育委員会(23.3%)の倍近くみられる。なお、北海道や東北も関東や中国・四国と同様に、中学校の補助教員に「特定の教科への補助」を求める教育委員会が最も多くみられるが(北海道80.0%、東北83.3%)、派遣される人材として最も多かったのは「その他」の項目、つまり「教員免許取得者」や「英語圏の在日外国人」、「無職の方」であった(北海道80.0%、東北66.7%)。

このように、補助教員の活用方法については、派遣先あるいは地域等によってかなり相違がみられた。なお、本調査の結果から明らかとなった、上記のような地域性に関しては今後検討す

べき課題である。

(9) 今後の補助教員採用予定

以上、これまで補助教員の派遣を実施している教育委員会からの回答に基づき、補助教員派遣の実態について報告してきたが、最後に再び、現在補助教員の派遣を実施している教育委員会及びいまだ実施するまでには至っていない教育委員会を対象に、平成16年度以降、補助教員の派遣を実施する予定があるか否か回答を求めた。結果は図18に示した通りである。

図18に示した通り、平成16年度以降の補助教員の派遣については、44.9%の教育委員会が実施を予定していると回答している。

(10) 補助教員派遣の実施に対する関心

また先の問いに関して、平成16年度以降、補助

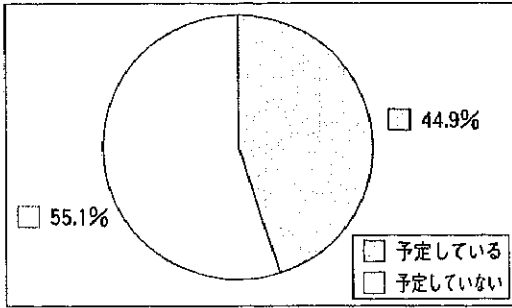


図18 補助教員派遣の実施予定 (全国)

教員の派遣を実施する予定がないと回答した市区町村教育委員会に対し、もし文部科学省や都道府県からの補助金による予算的な裏づけがあったならば、今後補助教員の派遣を実施する考えがあるか否か回答を求めた。その結果は図19に示した通りである。

図19の通り、75.0%の教育委員会から実施あるいは検討してみたいという回答を得た。このことから、8割近くの教育委員会が補助教員の派遣に対して関心を抱いていることが確認された。

(11) その他、自由記述にみられる補助教員派遣に対する自治体の意見

その他、自由な意見を求めた記述回答において最も多く寄せられたのが「財源の確保」を強く求める意見であった。たとえば、以下のような意見である。

(関東)

- ・文部省や県からの補助があれば、より充実した派遣ができ、よりきめ細やかな児童生徒への

の指導が図れると考えている。

- ・年により違い〔人数〕があり、複式学級又は、40人違い人数などにより、加配的な補助教員は必要と思う。
- ・予算の裏づけがあればすぐにでもやりたい。
- ・お金さえあればすぐにでもやりたい。
- ・現在、子どもたちの生活環境の違いからさまざまな子どもが学習しているため、町担の講師等任用の必要性が大である。人的、財源等、教育委員会は要望しているところである。

(中部)

- ・財源が厳しいため、国や県の補助がないと採用できない。
- ・小学校については県の緊急雇用対策事業により雇用補助打ち切り後も継続(村単)予定。
- ・個に応じた指導を実現するため、国民の教育は国が責任をもって果たすもの。国からの補助金を希望する。
- ・相談員は補助事業(不登校対策等)②英語指導助手(AETとHTとの3人で授業)：英語通訳。補助ではなく、国費での設置(教員の増員)を願いたい。
- ・県費の「少人数学級加配」や「きめ細やかな授業加配」の制度を充実していただかねば、各市町村単独事業では財政的に無理な所がでて、不平等が生じます。
- ・実施したいが予算がとれない。
- ・国や県からの補助金による予算化を強く希望する。

(近畿)

- ・町単事業で取り組んでいるが、町財政が厳しい状況なので、国の事業として取り組まれることを望みます。
- ・需要はあるが、財源が大変なので供給できない。
- ・助教諭は中学校に配置。1学年119人であったので、4学級化のために町費で雇用。以来現在に至る。教育成果を挙げている。
- ・多数採用したいが、予算と人材が不足である。
- ・国、県の補助が単年ではなく、数年間単位で

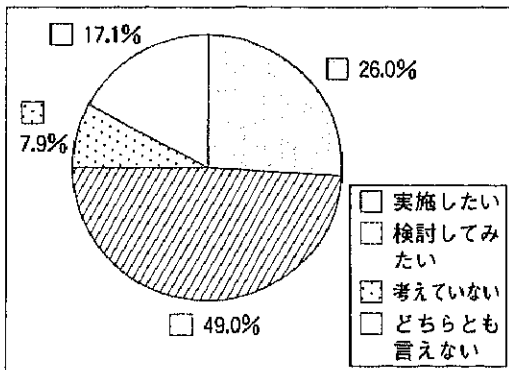


図19 補助教員の採用に対する関心 (全国)

実施されるなら、派遣がしやすい。

- ・補助教員の派遣についての予算的措置をお願いしたいです。

(九州)

- ・来年度指導員として予定しているが、財政課との協議により、実施できないかもしれない。
- ・全額町費負担なので財政規模の小さな町としては、かなりの負担となっているので国等の補助があれば助かる。
- ・町費負担を軽減する意味からも定数基準の改善や、補助金の交付等を検討してほしい。
- ・次年度のみ予算維持できたが、財政厳しい状況で、16年次以降は、実施できないかもしれない。補助金あればつづけられる。

上記のような意見が他にも数多く寄せられている。とりわけ、「緊急地域雇用対策特別交付金」を財源として補助教員の派遣に取り組んできた自治体において、補助教員を今後も継続して派遣したいが、交付金の期限がきれるために断念せざるを得ないといったように、国からの財政的援助がなくなるのを懸念する声が数多くみられた。補助教員の派遣に関しては、前述した通り、国の雇用対策事業をきっかけに取り組みを開始した自治体がほとんどであるが、実施に踏み切った現在、継続を希望している委員会は少なくないようである。

4. おわりに

以上みてきたように、教育委員会を対象にした本調査によれば、補助教員の派遣は、教育委員会レベルでは、教育現場において概ね肯定的に受け取られた教育政策である、とみなされている。実際に補助教員の実態は、地域や学校によって大きく異なるが、有益な役割をさまざまな活動のなかで演じているようである。また、補助教員を派遣していない教育委員会も含めて、16年度以降における派遣については、本調査によれば半数近く(44.9%)の教育委員会が予定している。しかも、補助教員を派遣していない教育委員会においてすらも、予算的な裏づけ

さえあれば、4分の3(75.0%)に当たる教育委員会は、補助教員の派遣を「実施」あるいは「検討」したいと回答している。

そのような調査結果から言えば、補助教員の派遣は、臨時的な緊急雇用対策事業の一つとして終わらせるのではなく、正規な教育政策として位置づけられてよいものであろう。事実、諸外国を見ても、イギリスのラーニング・メンターをはじめ、アメリカのスクールソーシャルワーカーやティーチャー・エイド(Teacher Aide)のように、子どもの心だけに特化するのではなく、子どもの現実の学習や生活、さらには地域社会を射程に入れた指導・援助が恒常的に行われている。このような諸外国の試みは、内容的に言って、広義の意味での補助教員の活動と同じ系に属するものであり、我が国における補助教員の有益性を裏打ちするものであると考えられる。

しかも、補助教員の人材の特性や学校・地域の特徴を踏まえた実践上の工夫が今後検討されていくなれば、補助教員の派遣という方策は、もちろん批判・非難もあるけれども¹⁰⁰、子どもの学習指導や生徒指導や教育相談のみならず、教師の指導法やモラル・アップや雑務軽減(ゆとり)にも大きな貢献を果たし、結果的に学校教育や教師養成の活性化にも大いに寄与できるであろう。さらに言えば、その方策は、教員志望者のボランティアやインターンシップ、地域住民との連携・協力関係などにもつながる可能性を内在化している点で、今後の教育改革の際に注目されてよいものであろう。その意味では、文科省は、補助教員の派遣を有益な教育政策事業の一つとして位置づけるべきではないだろうか。

なお、今回の調査は教育委員会を主に対象とするものであったことを踏まえ、今後の研究課題としては、実際の学校現場を射程に入れながら、特に補助教員の先駆的で特色ある実践を行っている我が国の地域、および同じ系の実践を行っている諸外国の先駆的な地域に着目して、そこでの学校の具体的な実践の特質を詳細に分析し、学校や地域に応じた補助教員のよりよい

在り方を模索していきたいと考えている。

注

- (1) もちろん、そのような風潮に警鐘を鳴らす臨床心理や精神科の関係者も少数ながら存している。たとえば、小沢牧子、野田正彰などである。
- (2) 橋爪大三郎著『「心」はあるのか』ちくま新書、2003年、27頁。
- (3) 文部科学省「生徒指導上の諸問題の現状（速報）」2003年8月。
- (4) 藤田英典著『市民社会と教育』世織書房、2000年、303頁。
- (5) 窪田真二「イギリスのラーニング・メンター制度」『教職研修』2003年1月。
- (6) 吉田武男・中井孝章著『カウンセラーは学校を救えるか—「心理主義化する学校」の病理と変革—』昭和堂、2003年、39—47頁。
- (7) 朝日新聞の調査によると、「一つでも実施市町村がある都道府県は34にのぼった」という（『朝日新聞』2002年10月6日付を参照）。
- (8) 読売新聞の報道によると、「この制度は、児童だけでなく職員室にも刺激を与えている」という（『読売新聞』2001年7月23日付を参照）。
- (9) 本研究は3名による共同研究であるが、本稿をまとめるにあたっては、研究代表の吉田が「1. はじめに」と「4. おわりに」を、田中が「2. 研究の概要」と「3. 調査結果の分析と考察」を執筆担当した。
- (10) たとえば、補助教員の派遣を先駆的に行った東京都墨田区の教職員組合は、その教育政策を「安上がりで首切り自由な雇用形態」、「臨時職員増やす雇用促進政策」と見なし、きびしく批判している（『週刊墨教組』№1290、2000年9月6日）。

Teacher Assistants in Japanese Schools: Results from a Nationwide Survey of Municipal Boards of Education

Takeo YOSHIDA
Maria TANAKA
Teruyuki FUJITA

This paper aims to elucidate the current situations of teacher assistants newly placed in public primary and lower secondary schools in Japan. Teacher assistants are staff with instructional duties placed autonomously by the municipal boards of education as emergency measures for employment creation over the last few years.

Questionnaires were mailed to 3,358 boards throughout Japan in February 2003, and 63.8% of them were returned anonymously.

The major findings by the investigation are as follows:

38.6% of entire boards of education have introduced part-time teacher assistants into schools. Teacher assistants have been positively accepted in most cases, and play beneficial roles in instructional settings. However, their roles significantly vary across regions and schools. About half (44.9%) of the boards of education currently hiring teacher assistants are planning to extend placement in the 2003–04 school year. Moreover, three quarter (75.0%) of the boards that have not yet introduced teacher assistants to schools replied that they would create such posts if budgetary constraints were settled.

Thus, placement of teacher assistants should no longer be among emergency job creation measures. Placement is ought to gain priority as one method of formal staffing policy measures.

The chapters of the paper are as follows:

1. Introduction
2. Method and Procedures of the Survey
3. Results and Analysis
4. Concluding Remarks

This paper is a revised version of a presentation made at the 62nd Conference of Japanese Society for the Study of Education (August, 2003). This paper is one of the results from a research project entitled "Research on the Introduction of Teacher Assistants to Schools (Representative: Takeo Yoshida)" which received a 2002 and 2003 Grant-in-Aid for Scientific Research (Grant-in-Aid for Exploratory Research) from The Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT).